

低入札価格調査制度

(1) 対象案件について

低入札価格調査制度の対象は、競争入札に付する工事のうち、設計金額が1億円以上の工事又は総合評価落札方式を適用する工事とする。

(2) 算定方法について

(一) の基準割合を算定後、(二) により低入札価格調査基準価格を算定します。

(一) 基準割合の算定

◎基準割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.1}{\text{設計金額}}$$

= 基準割合 (小数点第3位を四捨五入し、第2位までとする。)

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

◎基準割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{基準割合} \leq 9.2/10$$

※基準割合の算定結果が、適用範囲の下限值(7.5/10)を下回る場合は、

7.5/10とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

(二) 低入札価格調査基準価格の算定

◎低入札価格調査基準価格の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{基準割合} = \text{低入札価格調査基準価格}$$

(3) 低入札価格調査基準価格を下回る入札の取扱い

低入札価格調査基準価格を下回る入札(失格基準を下回る入札を除く。)が行われた場合は、落札者の決定を保留して、最低の入札価格について低入札価格調査(対象工事の契約の内容に適合した履行の可否についての調査)を行った上で落札者を決定します。

失格基準

(1) 失格基準について

低入札価格調査制度の対象案件については、あらかじめ失格基準(基準価格を下回る額で入札が行われた場合において、低入札価格調査を実施することなしに失格とする基準となる額)を設定し、入札価格が失格基準を下回る場合は当該入札を失格とします。

また、失格基準を下回る額の入札を行った者は、当該入札案件の再度入札に参加できません。

(2) 算定方法について

(一) の失格基準割合を算定後、(二) により失格基準を算定します。

(一) 失格基準割合の算定

◎失格基準割合の算定式

$$\frac{\{直接工事費 \times 87\% + (\text{共通仮設費} + \text{現場管理費} + \text{一般管理費等}) \times 74\%\} \times 1.1}{\text{設計金額}}$$

＝失格基準割合（小数点第3位を四捨五入し、第2位までとする。）

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

(二) 失格基準の算定

◎失格基準の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{失格基準割合} = \text{失格基準価格}$$